

高松市週休2日モデル工事における経費補正の基準（令和6年6月1日施行）の一部を次の表のように改正します。

改正後の高松市週休2日モデル工事における経費補正の基準の規定は、令和8年9月1日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し、同日前に入札手続を開始した建設工事については、なお従前の例によるものとします。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																				
別表第1 1 土木工事標準積算基準（電気通信編、機械編、公園編を含む。）による工事の補正率 (土木工事標準積算基準においては、補正なしとする。)	別表第1 1 土木工事標準積算基準（電気通信編、機械編、公園編を含む。）による工事の補正率																				
<table><tr><th>経費の区分</th><th>4週8休</th></tr><tr><td>労務費</td><td><u>1.00</u></td></tr><tr><td>機械経費(賃料)</td><td><u>1.00</u></td></tr><tr><td>共通仮設費</td><td><u>1.00</u></td></tr><tr><td>現場管理費</td><td><u>1.00</u></td></tr></table>	経費の区分	4週8休	労務費	<u>1.00</u>	機械経費(賃料)	<u>1.00</u>	共通仮設費	<u>1.00</u>	現場管理費	<u>1.00</u>	<table><tr><th>経費の区分</th><th>4週8休</th></tr><tr><td>労務費</td><td><u>1.04</u></td></tr><tr><td>機械経費(賃料)</td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td>共通仮設費</td><td><u>1.03</u></td></tr><tr><td>現場管理費</td><td><u>1.05</u></td></tr></table>	経費の区分	4週8休	労務費	<u>1.04</u>	機械経費(賃料)	<u>1.02</u>	共通仮設費	<u>1.03</u>	現場管理費	<u>1.05</u>
経費の区分	4週8休																				
労務費	<u>1.00</u>																				
機械経費(賃料)	<u>1.00</u>																				
共通仮設費	<u>1.00</u>																				
現場管理費	<u>1.00</u>																				
経費の区分	4週8休																				
労務費	<u>1.04</u>																				
機械経費(賃料)	<u>1.02</u>																				
共通仮設費	<u>1.03</u>																				
現場管理費	<u>1.05</u>																				
※ 土地改良事業等請負工事積算基準による工事の補正率は、土木工事標準積算基準に準拠する。	※ 土地改良事業等請負工事積算基準による工事の補正率は、土木工事標準積算基準に準拠する。																				
2 港湾請負工事積算基準による工事の補正率	2 港湾請負工事積算基準による工事の補正率																				
<table><tr><th>経費の区分</th><th>4週8休</th></tr><tr><td>労務費</td><td><u>1.00</u></td></tr><tr><td>機械経費(賃料)</td><td><u>1.00</u></td></tr></table>	経費の区分	4週8休	労務費	<u>1.00</u>	機械経費(賃料)	<u>1.00</u>	<table><tr><th>経費の区分</th><th>4週8休</th></tr><tr><td>労務費</td><td><u>1.04</u></td></tr><tr><td>機械経費(賃料)</td><td><u>1.02</u></td></tr></table>	経費の区分	4週8休	労務費	<u>1.04</u>	機械経費(賃料)	<u>1.02</u>								
経費の区分	4週8休																				
労務費	<u>1.00</u>																				
機械経費(賃料)	<u>1.00</u>																				
経費の区分	4週8休																				
労務費	<u>1.04</u>																				
機械経費(賃料)	<u>1.02</u>																				

共通仮設費	1.02
現場管理費	1.03

別表第2

1 複合単価の労務単価の補正率

	4週8休
労務単価	1.02

※ 交通誘導警備員の労務単価についても同様の補正率により補正する。

2 略

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略

※1 基準単価及び基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章9(2)の規定によるものとする。

※2 3号の執務並行改修の場合における基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章9(2)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及び表M-2で規定するそれぞれの改修補正率を適用し、3号に規定する算定式にあてはめて、市場単価及び補正市場単価を補正して算

共通仮設費	1.02
現場管理費	1.03

別表第2

1 複合単価の労務単価の補正率

	4週8休
労務単価	1.04

※ 交通誘導警備員の労務単価についても同様の補正率により補正する。

2 略

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略

※1 基準単価及び基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)の規定によるものとする。

※2 3号の執務並行改修の場合における基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及び表M-2で規定するそれぞれの改修補正率を適用し、3号に規定する算定式にあてはめて、市場単価及び補正市場単価を補正して算

定する。

3 略

- (1) 新営工事又は全館無人改修の場合
- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率
- (2) 執務並行改修の場合
- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表 A－2 建築工事の補正率

工種	摘要※	4 週 8 休	
		新営 補正率	改修 補正率
仮設工事	略	1.01	1.01
土工事	略	1.01	1.01
地業工事	略	1.01	1.01
鉄筋工事	略	1.01	1.01
コンクリート工事	略	1.01	1.01
型枠工事	略	1.01	1.01
鉄骨工事	略	1.02	1.02
既製コンクリート	略	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	略	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	略	1.01	1.01
タイル工事	略	1.01	1.01

定する。

3 略

- (1) 新営工事の場合
- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率
- (2) 全館無人改修又は執務並行改修の場合
- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表 A－2 建築工事の補正率

工種	摘要※	4 週 8 休	
		新営 補正率	改修 補正率
仮設工事	略	1.03	1.03
土工事	略	1.02	1.02
地業工事	略	1.02	1.02
鉄筋工事	略	1.03	1.03
コンクリート工事	略	1.03	1.03
型枠工事	略	1.03	1.03
鉄骨工事	略	1.03	1.03
既製コンクリート	略	1.02	1.02
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	略	1.03	1.16
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事	略	1.02	1.02
タイル工事	略	1.02	1.02

木工事	略	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
屋根及びとい	略	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
金属工事	市場単価	<u>1.01</u>	<u>1.09</u>
金属工事	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
左官工事 (仕上塗材仕上)	略	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	略	<u>1.01</u>	<u>1.16</u>
左官工事	略	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
建具(ガラス)	略	<u>1.01</u>	<u>1.10</u>
建具(シーリング)	略	<u>1.02</u>	<u>1.16</u>
建具	略	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
塗装工事	市場単価	<u>1.01</u>	<u>1.15</u>
塗装工事	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
内外装工事	市場単価	<u>1.01</u>	<u>1.13</u>
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	<u>1.01</u>	<u>1.08</u>
内外装工事	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
仕上げユニット	略	1.01	1.01
排水工事	略	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
舗装工事	略	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	略	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>

※ 「市場単価」は、市場単価及び補正市場単価のことを、「物価資料」は、物価資料の掲載価格のことをいう。

木工事	略	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
屋根及びとい	略	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
金属工事	市場単価	<u>1.02</u>	<u>1.10</u>
金属工事	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
左官工事 (仕上塗材仕上)	略	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	略	<u>1.03</u>	<u>1.17</u>
左官工事	略	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>
建具(ガラス)	略	<u>1.02</u>	<u>1.11</u>
建具(シーリング)	略	<u>1.03</u>	<u>1.18</u>
建具	略	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
塗装工事	市場単価	<u>1.03</u>	<u>1.17</u>
塗装工事	物価資料	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>
内外装工事	市場単価	<u>1.03</u>	<u>1.14</u>
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	<u>1.02</u>	<u>1.09</u>
内外装工事	物価資料	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
仕上げユニット	略	1.01	1.01
排水工事	略	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
舗装工事	略	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	略	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>

※ 「市場単価」は、市場単価及び補正市場単価のことを、「物価資料」は、物価資料の掲載価格のことをいう。

表E－2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	<u>1.01</u>	<u>1.19</u>
	ケーブルラック	<u>1.01</u>	<u>1.15</u>
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	<u>1.01</u>	<u>1.18</u>
	フルボックス	<u>1.01</u>	<u>1.13</u>
	フルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	<u>1.01</u>	<u>1.14</u>
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	<u>1.05</u>
配線工事	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	<u>1.01</u>	<u>1.15</u>
	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	<u>1.01</u>	<u>1.17</u>
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆銅棒、 接地極埋設票(金属製)	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>

表M－2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休	
		新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音 内貼	<u>1.01</u>	<u>1.15</u>

表E－2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	<u>1.03</u>	<u>1.21</u>
	ケーブルラック	<u>1.02</u>	<u>1.17</u>
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	<u>1.03</u>	<u>1.20</u>
	フルボックス	<u>1.02</u>	<u>1.15</u>
	フルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	<u>1.02</u>	<u>1.16</u>
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	<u>1.06</u>
配線工事	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	<u>1.02</u>	<u>1.17</u>
	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	<u>1.03</u>	<u>1.19</u>
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆銅棒、 接地極埋設票(金属製)	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>

表M－2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休	
		新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音 内貼	<u>1.03</u>	<u>1.17</u>

ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	<u>1.01</u>	<u>1.15</u>
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	<u>1.02</u>	<u>1.22</u>
衛生器具設備（ユニットを除く）	取付手間のみ	<u>1.02</u>	<u>1.22</u>

ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	<u>1.03</u>	<u>1.17</u>
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	<u>1.04</u>	<u>1.24</u>
衛生器具設備（ユニットを除く）	取付手間のみ	<u>1.04</u>	<u>1.24</u>

附 則

この基準は、令和8年9月1日から施行する。